

54
二十五

七二二

立案大正十五年十月五日
決裁大正 年 月 日

宗秩寮總裁
知

宮内事務官



大臣

次官

上野宮内事務官針塚長左衛門
敘位ノ件

大正十五年十月五日
臺帳記入十二月一日迄
日官報報告済

宮内省

三十大

裏面白紙

12 1
177



上田 蠶絲專門學校長 針塚長太郎

叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十三年十月二十三日

内閣總理大臣子爵加藤高明



内閣

内閣 文位第二二二

文位第六〇一號

案起
十三年十月五日

施行
歲可十三年十月廿三日
決定年月日

内閣總理大臣

ノ

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官
七條
昭田

上田既蠶專門學校長針塚長太郎叙位件

内閣

裏面白紙

179

みんしんしん

敘正四位大正十三年十月二十一日從四位大正十三年十月二十一日上田縣縣立專門學校校長從四位大正十三年十月二十一日針塚長太郎

右文武官敘位進階内則第二條ニ依リ謹テ奏ス

大正十三年十月二十一日

文部大臣岡田良平



文
部
省

文 部 省

岩五七辨

針塚長太郎叙位ノ件

右上奏書及進達候也

大正十三年十月二十一日

文部大臣岡田良平



内閣總理大臣子爵加藤高明啟

裏面白紙